

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、参加要件を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2020年10月16日

独立行政法人国際協力機構  
東京センター 契約担当役 所長

調達管理番号	20c00600000000
調達件名	開発事業における環境社会配慮実務
業務種別	事業委託契約-本邦研修員受入事業-課題別研修
仕様等	オンラインセミナー委託業務概要による
履行期間	2020年11月16日 ~ 2021年3月5日
選定方法	参加意思確認公募（詳細はオンラインセミナー委託業務概要による）
特定者	いであ株式会社
競争参加資格	公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。または、当機構の審査により同等の資格を有すると認められたもの。 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 その他、細則参加資格および業務仕様書に記載の参加要件に該当すること
競争参加資格確認申請期限	2020年10月30日 17時00分
契約担当部署	東京センター経済基盤開発・環境課 電話番号： 03-3485-7652 メールアドレス： tictree@jica.go.jp / Udo.Atsumo@jica.go.jp
その他	その他詳細は業務仕様書による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	以下のいずれにも該当しないこと (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</a></p>
-----------	---

以上

## 2020 年度（課題別研修）「開発事業における環境社会配慮実務」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は以下の業務について、参加意思確認書（様式 1 もしくは様式 2）の提出を公募します。

標題研修は、開発途上国のインフラ開発事業を担当する政府機関職員もしくは環境影響評価を担当する政府機関職員を対象に、開発途上国において、EIA 等が適切に実施されると共に、これに基づく必要な措置が的確に実施されるよう、環境社会配慮ガイドラインの理解促進、開発途上国の関係機関における環境社会配慮担当者の実務能力向上を図ることを目的として実施しています。本業務は、当該研修の過年度研修員を対象としてオンラインセミナーを企画・実施するものです。

本業務の遂行にあたっては、いであ株式会社（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、長年国内外において社会インフラ整備における環境コンサルタント業務を提供してきた実績があり、環境社会配慮に関する専門性に加え、環境影響評価・調査・計画等の豊富な経験・蓄積があります。また、特定者は、過去 6 年間にわたって本研修業務を受託していた実績があり、過年度帰国研修員との人脈・ネットワーク基盤があるほか、途上国人材を対象とした効果的な研修運営ノウハウを有しています。

このことから、以下の「2. 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1. 業務内容

- (1) 案件名 2020 年度課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」  
オンラインセミナー委託業務
- (2) 担当部署 JICA 東京 経済基盤開発・環境課
- (3) 案件内容 オンラインセミナー委託業務概要（別添）のとおり
- (4) 実施期間 2021 年 1 月中旬の数日間（予定）
- (5) 履行期間 2020 年 11 月下旬から 2021 年 2 月下旬まで（予定）

## 2. 応募要件

### (1) 基本的要件

- ① 公示日において、令和元・2・3 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保持者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

- ② 一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規定」（平成 20 年 10 月 1 日規定（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する

事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 26 年 8 月 18 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者である。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）その他の要件

- ①本案件受託について、2020 年度案件のみを対象とします。
- ②業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。
- ③環境社会配慮のガイドライン・実務等に精通し、研修員への指導・助言に必要な同分野の専門性を備えた人材を確保できること。

### 3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出 (様式1・2・3)	提出期間	2020年10月30日(金)17時まで。
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	参加意思確認書、「2. 応募要件」に求められる実績等を証明する資料(写し可) ※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	持参、郵送、またはメール ※持参の場合は、平日10:00から17:00まで(正午から14:00までは除く)に上記提出場所へ持参のこと。 ※郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は、提出期限必着。 ※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果の通知	発送日	2020年11月9日(月)
	通知方法	郵送またはメール
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	持参、郵送、またはメール ※持参の場合は、平日10:00から17:00まで(正午から14:00までは除く)に上記提出場所へ持参のこと。 ※郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は、提出期限必着。 ※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2020年11月11日(水)
	回答発送日	2020年11月18日(水)
	回答方法	郵送またはメール
(4) 提出場所・メールアドレス	〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5 JICA 東京 経済基盤開発・環境課 (担当:有働) 電話:03-3485-7652 メールアドレス: <a href="mailto:tictree@jica.go.jp">tictree@jica.go.jp</a> / <a href="mailto:Udo.Atsubo@jica.go.jp">Udo.Atsubo@jica.go.jp</a>	

## ※提出書類について

### A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 令和元・2・3年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式 3）

### B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書（様式 2）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その 3 の 3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）
- 4) 誓約書（様式 3）

### 【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は3MB以下とすること。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式1）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・ JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時までに）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

## 4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。

- (5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めません。
- (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中です。
- (13) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。



- ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- ③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ④ 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以上

2020 年度課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」  
オンラインセミナー委託業務概要

1. 研修コース概要

【コース名】

課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」

【背景】

環境問題への関心の高まりを受け、開発途上国を含め多くの国では、開発事業の実施にあたり、事前にその事業の環境に与える影響を見極めて、必要な対策を予め把握すべく、環境影響評価 (Environmental Impact Assessment、以下 EIA) を実施してきた。EIA 制度により、事業計画段階で環境配慮を行うことは、事業の円滑な実施のみならず事業の環境への負の影響を最小限のものとし、経済的な便益を最大化する上でも極めて重要といえる。

特に環境条件に社会・経済活動がより大きく影響を受けるとされる、貧困層や低所得者層の人口比率が高い開発途上国においては、開発と環境の両立を図り、持続可能な開発を目指すことは重要な課題となっている。こうした途上国では、当該国の EIA 制度に基づく環境審査を行っているが、制度・手順の改善も含め、EIA の更なる質的改善が望まれるものが多い。

開発途上国に対して行なわれる我が国の円借款供与による事業では、環境社会配慮ガイドラインに基づき、プロジェクトの計画段階において、プロジェクトがもたらす環境及び社会への影響についてできる限り早期から調査・検討を行うと共に、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映することが開発途上国に対し求められている。

本研修は、これら開発途上国において、EIA 等が適切に実施されると共に、これに基づく必要な措置が的確に実施されるよう環境社会配慮ガイドラインの理解促進、開発途上国の関係機関における環境社会配慮担当者の実務能力向上を図ることを目的として実施するものである。

なお、今年度については、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本邦研修の実施が困難であることから、代替手段として帰国研修員向けのオンラインセミナーを実施する予定であり、アクションプランの進捗共有、コロナ禍における各国課題・事例の共有、JICA 環境社会配慮ガイドライン（改訂）にかかる情報提供等を行うこととする。

【案件目標】

各国の現状・課題共有や JICA 環境社会配慮ガイドライン（改訂）の学び等を

通じて、質の高い環境社会配慮を実施するための実務能力を向上させる。

**【セミナーで達成される成果】**

- (1) 各国の環境社会配慮にかかる現状・課題を整理し共有する。
- (2) コロナ禍における環境社会配慮の最新事例を学び、自国の参考とする。
- (3) JICA 環境社会配慮ガイドライン（改訂）について十分に理解し、説明することができる。

**【実施期間】（予定）**

オンラインセミナー期間：2021年1月中旬 数日間程度

**【人数】（予定）**

35人（2017年度～2019年度帰国研修員）

**【研修対象国】（予定）**

ベトナム、ミャンマー、インドネシア、スリランカ、フィリピン、カンボジア、ラオス、ボリビア、ペルー、モーリシャス、エチオピア、イラク、マダガスカル、カメルーン、モロッコ、ガーナ、リベリア、ソロモン諸島

**【対象研修員】**

- (1) 主にインフラ開発担当機関職員
- (2) 環境社会配慮関連業務に3年以上の職務経験がある者
- (3) 大学卒業者または同等の知識・経験を有する者
- (4) 十分な英語力を有する者（TOEFL iBT100相当）
- (5) 心身ともに健康で研修に問題なく参加できる者

**【使用言語】**

英語

**【セミナー概要】**

- (1) 事前活動： 各国課題・事例の整理、資料作成
- (2) オンラインセミナー：（予定）
  - ① 帰国研修員のアクションプランの進捗共有
    - ・委託先により個別コンサルテーション、技術的助言を行う
  - ② コロナ禍における環境社会配慮への影響・課題にかかる討議
    - ・各国事例・課題の共有
    - ・JICA審査部よりJICAガイドライン（改訂）の情報提供、コロナ禍における環境社会配慮業務の対応について事例共有 等

(3) 事後活動： 事後アンケートの実施

2. 業務の範囲及び内容

(1) セミナー実施全般に関する事項

- ① 日程・セミナーカリキュラムの作成・確認、調整
- ② セミナー実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整
- ⑤ 研修員との調整・確認
- ⑥ プログラムオリエンテーションの実施への協力
- ⑦ セミナーの運営管理とモニタリング
- ⑧ 研修員の学習理解度の把握
- ⑨ 各種発表会の実施への協力
- ⑩ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
- ⑪ 研修員からの技術的質問への対応
- ⑫ 反省会への出席
- ⑬ セミナー、講義の評価

(2) 帰国研修員のアクションプラン進捗確認の実施に関する事項

- ① 研修員へのアンケートの作成・実施
- ② 研修員の現状・課題・ニーズの分析・確認
- ③ 個別コンサルテーションの実施・技術的助言

(3) 講義・討議の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認（著作権処理を含む）
- ⑤ 講義実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付

(4) 事後整理

- ① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）作成
- ② 経費精算報告書作成
- ③ 資材・資料返却
- ④ 情報廃棄報告書作成

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部、技術研修終了後速やかに（契約書記載の期限まで）に提出する。

（注）本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

**\* 全省庁統一資格を有している場合 \***

2020年 様式1 月 日

### 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター 契約担当役  
所長 田中 泉 殿

提出者 (法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

2020年度課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

#### 2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

**\* 全省庁統一資格を有していない場合 \***

2020年 様式2  
月 日

### 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター 契約担当役  
所長 田中 泉 殿

提出者 (法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

2020年度課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」に係る参加意思確認公募において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

#### 2 応募要件に関する記述

- ※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。
- ※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

#### 3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近1か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その3の3）
- ・ 営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）

以上

提出日： 年 月 日

## 誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター  
契約担当役 殿

2020年度課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」の実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に、記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所  
法 人 名  
法 人 番 号  
役 職 名  
代 表 者 氏 名 役職印

## 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又は



これに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上